

包括利益の導入を巡る国際的動向と日本の対応

孫 銀 植

The International Trend and Japan's Measures Concerning Introduction of Comprehensive Income

SON Ensik

目 次

序論

- I 2つの利益概念と計算方式
- II 包括利益を巡る会計制度の国際的生成と変遷
- III 包括利益の会計制度における各国の特徴
- IV 包括利益の表示に関する新会計基準の改正点と課題
- V 日本の対応と今後の方向性

結論

Abstract

The project [Presentation of Financial Statement] is included inside a Joint project which IASB and FASB aims for an international convergence of the accounting standards.

In this project the current term of Profit or Loss as measure of business achievements has been deleted and considered repeatedly a revolutionary suggestion which places the comprehensive income instead of it.

Adjustment concerning the concept of the Japanese standard which regards as the most important factor the profit or loss as a measure of business achievements besides the concept of IFRS which abbreviates the profit and loss conceptions into the term the comprehensive income is one of the issues concerning an IFRS introduction.

In this thesis I am trying to compare and study the introduced standards of comprehensive income which is issued officially with the combination of IASB and FASB international convergence in terms of developing IFRS.

キーワード：包括利益、コンバージェンス、共同プロジェクト、当期純利益、財務諸表の表示

Keywords：Comprehensive income, Convergence, Joint project, Profit or Loss, Presentation of Financial Statement

序論

国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board ; 以下、IASB) とアメリカの財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board ; 以下、FASB) の共同プロジェクトの一つである「財務諸表の表示」プロジェクトでは、企業の業績尺度としての純利益 (「Profit or Loss」以下、当期純利益¹) を削除し、包括利益 (comprehensive income) に置き換えるための改革案が繰り返し検討されてきた。しかし、IASB と FASB が2011年、同時に公表した包括利益の表示における基準では当期純利益の重要性を示す内容へと改正されている。

すなわち、2011年6月16日、IASB は、財務報告基準 (International Financial Reporting Standards ; 以下、IFRS) で「その他の包括利益項目の表示」に関する新会計基準として、「財務諸表の表示 - IAS 第1号の改訂」(以下、「IASB 新基準」) を公表した。また、同日、アメリカの財務会計基準審議会 (以下、FASB) でも、会計基準更新書第2011-05「Topic220包括利益：包括利益の表示」(以下、「FASB 新基準」) を公表した。FASB も IASB も今回の新基準では、包括利益の表示方式として損益計算書と包括利益計算書 (Statement of Comprehensive Income) を1つにまとめた計算書 (1計算書方式) とするか、損益計算書と包括利益計算書を2つにそれぞれ分割する (2計算書方式) かの二つの方法を認めている。

本稿では、まず、包括利益の表示に関する会計制度の国際的生成及び変遷過程を検討し、各国における包括利益の表示制度における特徴を把握する。また、FASB と IASB が共同で公表した包括利益の表示基準を比較しながら課題を把握し、さらに、日本の包括利益の表示基準との関係を検討することによって日本における国際的コンバージェンスに向けての対応と今後の方向性を考察する。

I 2つの利益概念と計算方式

会計では、購入サイドの経済活動を資産評価といい、販売サイドの経済活動を損益計算という。すなわち、会計では1つの経済活動をストックとフローの両面で表し、ストックで経済活動の成果をみるのが貸借対照表であり、フローで経済活動の成果をみるのが損益計算書である。ストックを重視する見方・考え方を資産・負債アプローチ (Asset-Liability

¹ IAS 第1号8項では、意味が明確である限り合計を示すために他の用語を使用することができるとしているので、本稿では、「当期純利益」と統一して表記する。

approach) といい、フローを重視する見方・考え方を収益・費用アプローチ (Revenue-Expense approach) という。前者は、IFRS や FASB 基準が採用してきた考え方であり、IFRS では、資産・負債アプローチ (貸借対照表) の考え方を適用している。後者は日本の会計基準が伝統的に採用してきた考え方で、日本では、伝統的に収益・費用アプローチ (損益計算書) が重視されてきたのである。

このように、利益計算の基礎概念として資産・負債アプローチと収益・費用アプローチの2つの考え方がある。IFRS 及び FASB 基準が採用してきた資産・負債アプローチは「利益 = 期末純資産 - 期首純資産」という考え方であり、資産・負債の増減の認識から出発し、交換取引と資本取引を控除した部分を損益とする発想である。この損益を包括利益 (comprehensive income) という。一方、収益・費用アプローチは、「利益 = 収益 - 費用」という考え方であり、一定期間の実現した収益から、それに対応する費用を差し引いて、期間損益を算出するが、この損益を当期純利益という。

いずれのアプローチも資産・負債と収益・費用という項目は複式簿記システムにより相互に関連性をもつことになり、その結果、クリーン・サープラス関係が保たれることになる。クリーン・サープラス関係とは、貸借対照表における純資産 (資本取引を除く) の増減が損益計算書を通されて利益とされる結果、貸借対照表における剰余金には損益計算書を経由していない項目が混入されていない状態をいう (広瀬 [2010], 42-46頁)。

これまで日本基準では、企業の業績 (利益) 尺度として注目されたのは、損益計算書のボトムライン (最終行) にある当期純利益を重要な業績尺度として位置づけられてきた。しかし、この損益計算書のボトムラインが従来の当期純利益から包括利益に変わることになる。

IFRS では、これに相当する数字を包括利益計算書の包括利益としている。包括利益とは当期に認識されたその他の包括利益 (Other Comprehensive Income (以下、OCI)) に当期純利益を加えたものであり、「包括利益 = 当期純利益 + OCI」と表示できる。OCI とは、「貸借対照表の純資産の部に計上される科目の変動額」である。例えば、有価証券では、「売買目的有価証券」は評価差額が当期純利益に反映されるが、「売買可能有価証券」は貸借対照表には反映されるが、損益計算書には反映されない。IFRS では、後者を時価で評価して包括利益に含める。したがって、包括利益は、当期に確定された利益だけではなく、未実現の損益、もしくは将来の損益を含めて開示する利益概念であると言える。

また、包括利益の表示では、包括利益を表示する計算書として、当期純利益を表示する損益計算書と、包括利益を表示する包括利益計算書の2つで構成する「2計算書方式」(「連結損益計算書」と「連結包括利益計算書」) と、当期純利益と包括利益を1つの計算書で

表示する「1 計算書方式」（「連結損益」及び「包括利益計算書」）の両方がある。

1 計算書では損益計算書のボトムラインが包括利益になるため、その数値に注目が集まり、理解可能性等において利点があると言われている。また、2 計算書方式は当期純利益と包括利益が別々に表示されるため、従来の財務諸表に慣れた財務諸表利用者にとっても違和感が少ないと言われている。近年、各国では、企業が包括利益についてどのように表示し開示を行うべきか、さらに、利用者の反応も注目されているのが現状である。

以下Ⅱ章では、各国における包括利益計算書の導入経緯及び会計制度の生成そして変遷過程を検討し、各国における包括利益の表示制度化を巡る特徴を考察する。また、IASB と FASB の共同プロジェクトを中心に包括利益の表示方式の変化を検討することによって、IASB 及び FASB と日本における包括利益の表示方式の異なる動向を把握する。

Ⅱ 包括利益を巡る会計制度の国際的生成と変遷

1. 包括利益の表示目的と導入経緯

1990年代以降、各国では、純利益とともに、包括利益を業績指標として開示することを義務付けてきた。包括利益は、未実現評価損益であるため、これまで除外されてきた時価評価差額を利益計算に含める点で、当期純利益と大きく異なっている（若林 [2009], 12頁）。

包括利益の表示の目的は、もともと国際会計基準における「資産・負債アプローチ」の考え方に基づいている。貸借対照表の公正価値の要請が高まり、公正価値と取得原価との差額をどのように処理するかという問題を背景に導入された（金子 [2011], 11頁）。

イギリスでは、インフレを契機として取得原価主義を用いることによって生じる資本の侵食が問題とされ、有形固定資産等の時価評価が導入された。これを背景としてイギリスの会計基準設定主体である会計基準審議会（Accounting Standards Board；以下、イギリス ASB）は、1992年10月に財務報告基準書（Financial Reporting Statement; FRS）第3号「財務業績の報告（Reporting Financial Performance）」（FRS 3）を公表し、主要財務諸表の一つとして「総認識利得損失計算書（Statement of total recognized gains and losses）」の作成を求めた。FRS 3では、当期中に認識されるすべての利得（gains）及び損失（losses）は、「損益計算書または総認識利得損失計算書に表示するべきである」（ASB [1992] par. 13）とし、損益計算書に計上されない株主帰属のものを計上する「総認識利得損失計算書」の作成が強制され、財務業績に係わる主要財務諸表として、損益計算書の他に「総認識利得損失計算書」が公表されることになった。この「総認識利得損失計算書」の主要財務諸表化は、世界の会計基準設定主体に影響を与えることになった。

アメリカのFASBは金融商品の公正価値評価に対する要請を背景として、1997年6月に財務会計基準書（Statement of Financial Accounting Standards; SFAS）第130号「包括利益の報告（Reporting Comprehensive Income）」を公表し、「包括利益計算書（Statement of Comprehensive Income）」の作成を提案し容認している。

IASBは、2001年、イギリスASBとの共同プロジェクト「業績報告プロジェクト（包括利益の報告プロジェクト）」を行うことにより、包括利益を重視することになった。IASBは、当該プロジェクトにおいて、「純資産の変動が業績である」という大きな前提の下に損益計算書を廃止して包括利益計算書を導入しようとしていた。しかし、議論を重ねるなかで、当期純利益の廃止に対する批判が相次ぎ、プロジェクトそのものが終了された（木村 [2003], 28頁）。

日本は、企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」（以下、「包括利益基準」）が公表されることにより、「包括利益」を表示することとなった。日本の企業会計基準委員会は「包括利益基準」において「これまで²我が国の会計基準では、包括利益の表示を定めていなかった」としている。また、日本の企業会計基準委員会は包括利益の導入経緯について、「国際的な会計基準の動きに対応するため」（「包括利益基準」20項）とし、国際的なコンバージェンスへの対応の姿勢を見せている。また、包括利益の表示の目的については、まず、「期中に認識された取引及び経済的事象（資本取引を除く）により生じた純資産の変動を明確に報告することである」（「包括利益基準」21項）としている。包括利益の表示によって提供される情報は、投資家等の財務諸表利用者が企業全体の事業活動について検討するのに役立つことが期待されるとともに、貸借対照表との連携、すなわち、純資産と包括利益とのクリーン・サープラス関係を明示することを通じて、財務諸表の理解可能性と比較可能性を高めることになるものと認識されている。

また、日本の「包括利益の表示の導入は、包括利益を企業活動に関する最も重要な指標として位置づけることを意味するものではなく、当期純利益に関する情報と併せて利用することにより、企業活動の成果についての情報の全体的な有用性を高めることを目的とするものであり、包括利益の表示によって当期純利益の重要性を低めることを意図するものではないとし、当期純利益に関する情報の有用性を前提としている（「包括利益基準」22項）。

2. 包括利益計算書に関する会計制度の変遷

各国では包括利益計算書の制度化を巡ってプロジェクトを立ち上げている。その取り扱

² ここで、これまでとは、2010年6月30日、日本の企業会計基準第25号「包括利益基準」が公表に至るまでのことである。

うプロジェクトについてイギリス ASB は「財務業績の報告プロジェクト」、アメリカの FASB は「包括利益プロジェクト」、IASB は「財務諸表のプロジェクト」と言われている(洪 [2010], 86頁)。このように利益の表示に関する制度の用語表現が様々であるようにこれらのプロジェクトで取り扱おうとしている内容も様々である。本節では、包括利益情報の表示問題を取り上げているこれらのプロジェクトにおける包括利益計算書の制度化に関する議論及び変遷過程を考察する。

イギリス ASB は、1990年8月、会計基準委員会 (Accounting Standards Committee; ASC) に代わって、新しい会計基準設定機関となり、1991年12月、公開草案 (Financial Reporting Exposure Draft; FRED) 第1号として「財務諸表の構造:財務業績の報告 (The structure of financial statement: reporting of financial performance)」(FRED 1) を提案した。1992年10月に公表した FRS 3においては「総認識利得損失計算書」及び株主資金変動表 (reconciliation of movements in shareholders' funds) の開示をもとめ、情報セット要請アプローチとして、経済的資源の増減変動の内容を損益計算書、総認識利得損失計算書及び株主資金変動表にすべて開示することを要求している。

アメリカの FASB は1986年から1998年まで「8つの金融商品取引³」に関する金融商品プロジェクト (Financial Instruments Project) を発足した。その後の8つの基準書における金融資産・金融負債による測定及び評価によって認識された未実現評価損益の表示方法を考察するために、1995年9月には包括利益プロジェクト (Project on Reporting Comprehensive Income) を発表し、1996年9月には公開草案 (Exposure Draft; ED) 「包括利益の報告 (Report Comprehensive Income)」を公表した。そして、1997年6月に SFAS130が公表され、既に、この公表の背景には金融商品の公正価値評価要請があったのである。SFAS130では、当期純利益と OCI との2つの利益に分類し (FASB [1997] par. 84)、包括利益の表示については、1 計算書方式、2 計算書方式、持分変動計算書方式のいずれかの方式により表示することを要求していた。持分変動計算書方式とは、当期純利益の内訳は、損益計算書において表示し、その他の包括利益の内訳と包括利益合計は、持分変動計算書に表示する方法である (FASB [1997], par. 23)。OCI については、組替調整 (reclassification adjustments)⁴ しなければならないと定められている (FASB [1997]

³ SFAS105「オフバランスシート・リスクをとともなう金融商品及び信用リスクが高い金融商品に関する情報開示」、SFAS107「金融商品の公正価値に関する開示」、SFAS19「金融派生商品および金融商品の公正価値に関する開示」、SFAS114「貸付金減損に関する債権者側による会計」、SFAS115「負債証券および持分証券への特定投資に関する会計」、SFAS118「貸付金減損に関する債権者側による会計 - 利益の認識および開示 -」、SFAS125「金融資産の移転およびサービス業務、ならびに負債の削減に関する会計」、および SFAS133「金融派生商品およびヘッジ活動に関する会計」、である。

⁴ IASB では recycle

par. 18)。

IFRS 及びアメリカの財務会計基準書（以下、SFAS）においては、包括利益の表示についての定めが1997年に設けられており、それ以後、包括利益の表示が行われている。すなわち、1973年、国際会計基準設定主体として設立された国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee; IASC）は、1997年、国際会計基準（International Accounting Statement; IAS）第1号「財務諸表の表示（Presentation of Financial Statements）」を公表し、財務業績の報告方法を規定した。また、1998年、G4+1⁵は、財務業績の報告に関して、「財務業績報告：現在の動向と将来の方向性（Reporting Financial Performance: Current Developments and Future Directions）G4+1 [1998]」を公表した。G4+1 [1998] では、財務業績を一元的観点から把握するか二元的観点から把握するか等、いくつかの財務業績報告が検討されている。その検討内容の中で、財務業績計算書の主要区分として二元的把握に対応するため、伝統的な利益測定値と包括利益測定値とを2区分する方式と、一元的把握に対応するため、流動と非流動に関連する損益項目を2区分する方式が検討され、財務業績報告アプローチが行われた。

また、G4+1は、その財務業績報告アプローチに関わる問題点を整理し、財務業績報告に関する枠組を提案するため、1999年、ポジション・ペーパー「財務業績報告：変更の提案（Reporting Financial Performance: proposals for change）」（G4+1 [1999]）を公表した。G4+1 [1999] では、すべての財務業績を単一の拡張された財務業績計算書で報告すること、財務業績計算書の主要構成要素を「営業活動」、「金融およびその他の財務活動」、および「その他の利得および損失」に区分表示すること、そして、リサイクルの禁止が提案された。

その後、2001年1月、国際会計基準の設定主体がIASCからIASBへ変更されてからも財務業績報告はIASBによって財務報告主要論点の一つとして議論が続けられた。それは、「企業の財務業績を財務諸表にどのように表示するか」を検討することを目的とするIASBの「財務業績報告プロジェクト」としてイギリスのASBとの共同で進められた。この「財務業績報告プロジェクト」の名称は、その後、「包括利益報告（Reporting comprehensive income）」へ変更され、現在は「財務諸表の表示（Financial Statement Presentation）」になっている。しかし、IASBとイギリスASBとの共同作業は、2004年、IASBとFASB（以下、両ボード）の国際的コンバージェンス（convergence）を促進するためのプロジェクトに同意し、現在、両ボードの共同プロジェクトとして行われている。

2004年4月、両ボードは、共同プロジェクトとして「財務諸表の表示プロジェクト」を

⁵ アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドの各会計基準設定機関の組合でありIASCがオブザーバーとして参加している。

構成し、包括利益計算書の表示のみではなく貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書等財務諸表全体の統一した表示のあり方について検討を行った。

IASBは、2007年9月、IAS第1号「財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statements (以下、(改訂IAS1号)))」を公表し、財務諸表において、その会計期間に認識された収益と費用のすべての項目は、1計算書方式または2計算書方式のいずれかによって表示するものとし、企業に選択肢を残すものとなった (IASB [2007], par. 81)。IASBでは、業績報告に関するプロジェクトが始まり、両ボードは、いかにして投資家等の財務諸表表示利用者が企業の業績と価値について予測し評価しやすい財務諸表を提供できるかという表示問題を中心として共同プロジェクトを開始した。

日本の場合、2010年6月、日本企業会計委員会が設定した「包括利益基準」が公表されるまでは「包括利益」及び「OCI」を財務諸表の構成項目として表示する会計基準及び財務諸表は存在していなかった。しかし、日本では「会社法」において、すでに包括利益に関する表示規定が定められていた。すなわち、「会社法 (会社計算規則等126条) 2006年3月26日改正」では「損益計算書等には、包括利益に関する事項を表示することができる」として、OCIについては、同規則ならびに「企業会計基準第5号 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」において「評価・換算差額等」の項目がOCIに該当していた (辻山 [2007], 32頁)。国際的な会計基準において「OCI」とされている項目の貸借対照表残高は、純資産の部の中の株主資本以外の項目として、「評価・換算差額等」に表示され (企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」第8項)、それらの当期変動額は「株主資本等変動計算書」に表示される (企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」第8項) が、その当期変動額と当期純利益との合計額を表示する定めはなかった。

しかし、1997年度から両ボードにおいては、包括利益の表示の定めが設けられており、さらに、両ボードの共同による財務諸表の表示プロジェクトが進められた。こうした中で、日本の企業会計基準委員会では2008年4月に財務諸表表示専門委員会を設置して検討を進め、2009年7月に公表した「財務諸表の表示に関する論点の整理」の中で財務諸表の表示に関する現行の国際的な会計基準との差異について、短期的に対応する項目と中長期的に対応する項目とに区分し、包括利益については、当期純利益の表示の維持を前提とした上で、日本国においても導入を短期的に検討するという方向性を示し、各界からの意見を求めた。そして、寄せられたコメントを分析した上で検討を重ね、2009年12月に「包括利益の表示に関する会計基準 (案)」を公開草案として公表し、広く意見を求め、その後、寄せられた意見を参考にして審議を行い、その内容を一部修正した上で、現在の「包括利益

基準」を公表するに至った（「包括利益基準」、18-20）。

3. 財務諸表の表示プロジェクトと包括利益の表示方式

両ボードの共同プロジェクトの中で「財務諸表の表示プロジェクト（Project of Financial Statement Presentation）」があり、当プロジェクトでは、包括利益の開示問題だけではなく、貸借対照表やキャッシュ・フロー計算書も含む一連の完全な財務諸表（complete set of financial statements）すなわち、財務諸表全体の表示問題を取り扱うものであった。これまでの業績報告プロジェクトに比べて、財務諸表全体の連携を視野に入れ、業績報告のあり方を検討する点が特徴的である。

両ボードは、2004年4月、この財務諸表の表示プロジェクトで企業の業績表示に関して、フェーズ（phases）A、フェーズB及びフェーズCの3つのフェーズに分けてプロジェクトが進められている。

フェーズAは、完全な一連の財務諸表を構成する諸計算書について説明および表示することを要請される期間について説明し、おもに両ボードの相違を縮減することに焦点が当てられた。そのため、両ボードは、フェーズAにおいて、①完全な一連の財務諸表は、貸借対照表、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主持分変動計算書から構成されること、②重要な会計方針の要約とその他の説明を注記として開示すること、そして、③前期と当期の期間情報を開示することについて合意していた。

このフェーズAの結果を受け、IASBは、2007年9月、（改訂IAS1号）の改訂を公表し、包括利益計算書の開示が義務付けられた。特に、これまでボトムラインであった当期純利益を内訳項目として維持しながら、最終的ボトムラインは包括利益で統一することを義務づけることでフェーズAは完了した。IASBは包括利益計算書を義務付けることによって、包括利益情報を株主持分変動計算書で表示することは認めないこととなったが、包括利益計算書の表示については、1計算書方式と2計算書方式のいずれかによって表示するものとし、IFRSにおいて、はじめてすべての企業に包括利益の開示が義務付けられることとなった（IASB [2007], par. 81）。しかし、FASBにおいて認められていた包括利益情報を持分変動計算書で表示する方式は認められなかった。また、包括利益と当期純利益の差額であるOCIについてはリサイクリング（組替調整）が義務付けられた（IASB [2007], par. 94）。ただし、OCIの中で、再評価剰余金や年金調整項目については、リサイクリングを行わないように規定している（IASB [2007], par. 96）。

一方、フェーズBでは、財務諸表の表示に関する見直し、すなわち、財務諸表における集計及び分類、合計及び小計の定義、また、営業活動によるキャッシュ・フローを表示す

る直接法または間接法の利用における調整、さらに、財務諸表における情報の表示及び配列に関するより抜本的問題についての見直しの検討が行われた。フェーズBにおいて、両ボードの共同プロジェクトは、2008年10月、討議資料として「財務諸表表示に関する予備的見解 (Preliminary View on Financial Statement Presentation) (以下、討議資料)」を公表した。この討議資料では、財務諸表の表示目的について、次のように述べている (FASB/IASB [2008], pars. S3, 2.5-2.13)。すなわち、①企業の経済活動について財務諸表間の相互関連性 (portrays a cohesive financial picture of an activities⁶) を表示し、それによって利用者により完全な情報を提供すること、②将来キャッシュ・フローの予測に役立つように、情報を分解すること、そして、③流動性や財務的弾力性の評価に役立つ情報を提供することである。

これらの財務諸表の表示形式を規定する原則について、討議資料では、財政状態計算書、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書において、ライン及び項目 (line item) や表示される内容の順序を統一すべき (FASB/IASB [2008], par. 2.16) であり、いずれの財務諸表も営業活動、投資活動、金融活動に区分表示することにより、財務諸表間の連携をより明確にすることを目的としている。

討議資料では、損益計算書を完全に廃止し、包括利益計算書に統一することによって、従来のボトムラインである当期純利益を包括利益の内訳項目とし、包括利益をボトムラインとして位置付ける内容となっている (FASB/IASB [2008d], pars. S10, 2.25, 3.24)。すなわち、両ボードは、この討議資料において、包括利益とその構成要素を1計算書方式により表示すべきであるという予備的見解を示した。両ボードは1計算書方式によることが比較可能性を向上させると考えた。

しかしながら、2計算書方式という選択肢がなくなることに反対する意見が多く出された。1計算書方式を支持する者は、1計算書方式により、透明性、首尾一貫性、比較可能性が高まり、財務比率の算定が容易になると主張するのに対し、他方、1計算書方式に反対する者は、両ボードが、どの項目をその他の包括利益として報告すべきであるのかを検討するプロジェクトが完了するまで、包括利益計算書に関する会計基準は変更すべきではないと主張した。さらに、当期純利益が小計として表示されることにより、その重要性が損なわれ、包括利益を最終行に表示することになれば、混乱を招くことになるという意見や、また、単一の計算書においてすべての収益項目及び費用項目を表示することが、当期純利益を廃止する第一歩につながるおそれがあり、OCI項目は、当期純利益項目とは性

⁶ 財務諸表間の項目の関係が明確であり、財務諸表が相互に補完し合うことを意味する。
日本の企業会計基準委員会は「一体性」と訳しているため、本稿では両方の用語を使う。

格が違うという意見が反対理由としてあげられた。

また、討議資料では、当期純利益と OCI を区分して表示することを求めているが、いずれの項目を OCI で表示し、いずれの項目をリサイクリングされるべきかについては明らかにされていない（FASB/IASB [2008], par. 1. 22）。

これまで当期純利益は企業の業績を示す有用な指標として利用されてきたため、討議資料では、1 計算書方式においても、当期純利益を維持することを提案している（FASB/IASB [2008], par. 3. 35）。また、当期純利益の構成要素に関しては、機能別及び性質別に分類することを提案している（FASB/IASB [2008], par. 3. 42-3. 54）。ここで機能とは、商品の販売、サービスの提供、製造、広告宣伝、マーケティング、事業開発や管理のように企業が従事する主要な活動であり、性質とは、類似の経済的事象に同様に反応しない資産、負債、収益、費用項目を区別する経済的属性をいう。すなわち、収益を卸売りによるものと小売りによるものに区分したり、売上原価を材料費、労務費、輸送費、光熱費に分解したりすることである。

1 株当たり利益の場合、1 株当たり包括利益ではなく、これまでどおり 1 株当たり当期純利益の開示を求めていることから、IASB は現段階で当期純利益の重要性を無視できないと認識していると思われる。しかし、新たな基準の整備とともにリサイクリングを廃止する項目が増えていることに鑑みると、当期純利益そのものが変容してきているともいえる。

討議資料に対するコメント者からの反対意見を反映して、2010年5月、IASB では、公開草案（ED）「その他の包括利益項目の開示（Presentation of Items of Other Comprehensive Income）－IAS 第1号改訂案－」を公表し、また、FASB は、会計基準更新書案（Accounting Standards Update: ASU（公開草案））「Topic220包括利益：包括利益計算書（Statement of Comprehensive Income）」を公表した。さらに、両ボードがこの公開草案を公表した理由は他にもある。それは、金融商品や退職給付プロジェクトなど、コンバージェンスが難航するなかで当該プロジェクトが終了するまで財務諸表の表示プロジェクトを延期することを決めていたからである。また、2009年10月、包括利益計算書プロジェクトだけを財務諸表の表示プロジェクトから分離し、包括利益計算書の表示問題だけを個別に扱うと決定されたが、これも両ボードがこの公開草案を公表したもう一つの理由である。したがって、この共同プロジェクトは、財務諸表の表示プロジェクトから派生した成果であるといえる。

IASB は、2010年度の公開草案において、包括利益計算書という名称を「当期純利益及び OCI（Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income）」に変更す

ることについて提案 (IASB [2010b], par. 10) し、さらに、包括利益の表示方式について、2 計算書方式の選択肢を廃止し、1 計算書方式に一本化することを提案した (IASB [2010b], pars. 12, 18)。包括利益の表示方式についての提案は2008年度の討議資料と同様である。これに対するコメント提出者の多くは2 計算書方式という選択肢がなくなることに対して、2008年度公表した討議資料に対する意見と同じ理由で反対した。また、この包括利益計算書において、当期純利益の部と OCI の部とに区分して表示し、当期純利益の部には、当期純利益の構成要素と当期純利益の合計を、OCI の部には、OCI の構成要素と OCI の合計を表示することを提案している。OCI 部分においての各 OCI 項目は、リサイクリングされるものとリサイクリングされないものとに区分して表示することを提案している (IASB [2010b], par. 82A)。

Ⅲ 包括利益の会計制度における各国の特徴

以上の包括利益計算書の導入経緯や変遷過程をめぐる、検討の結果からイギリス、アメリカ、両ボードの共同プロジェクトにおける包括利益計算書の制度化を巡る特徴は次のようにまとめられる。まず、イギリスの場合は、名称は異なるが、「総認識利得損失計算書」から「包括利益」の概念をより早く導入していることや、また、「認識された企業のすべての経済的資源の変動内容」の情報を財務諸表において表示するという情報セット・アプローチの一部として「総認識利得損失計算書」の制度化が行われてきた特徴をもっている。

アメリカは、金融商品の公正価値評価に対する要請のもとに、「包括利益の報告」における作成の提案が容認され、金融資産、金融負債の公正価値による評価基準によって認識される未実現利益の処理として、従来の損益計算書の拡張として、包括利益計算書が制度化されたのが特徴である。

IASB による、近年の包括利益計算書の制度化の動きは、各国に、最も大きな影響を及ぼしている。しかし、IASB の包括利益計算書の変遷過程からも見てきたように IASB の公表物の内容は変更が多く当初のものとは異なっていて、首尾一貫性や体系性がない。例えば、1999年、G 4+1では、財務業績を、「営業活動」、「金融およびその他の財務活動」及び「その他の利得および損失」に区分表示し、リサイクリングはしないこととしていたが、2008年討議資料では単一の包括利益計算書に表示し、OCI のリサイクリング基準については他に定めることにするなど、不明瞭な部分が残る内容となっている。

このような包括利益計算書を巡る国際的な動向に対して、日本は、イギリスおよび1999

年 G4+1における考え方には反対し、アメリカにおける動きに同調していると思われる。

また、包括利益の表示方式についても、2007年の IAS 第 1 号では財務諸表においてその会計期間に認識された収益及び費用のすべての項目は、1つの包括利益計算書である 1 計算書方式と 2つの計算書である 2 計算書方式のいずれかによって表示することとしていたが、2008年度討議資料及び2010年公開草案では、2 計算書方式の選択肢が廃止され、1 計算書方式のみに一本化すると提案されている。

包括利益の表示方法に関する会計基準のこのような変化に対して、日本ではコンバージェンスに考慮しながら対応し続けているが、最近、両ボードは、包括利益の表示方法に関して損益計算書と包括利益計算書の共存を認める 2 計算書方式の選択肢を残すという新たな基準を公表した。

以下では、両ボードが、直近の2011年度に公表した包括利益基準を検討しながら、包括利益会計基準の改正を巡る動向や日本の対応及び今後の方向性について考える。

IV 包括利益の表示に関する新会計基準の改正点と課題

1. 改正点

2011年 6 月16日に IASB は、IFRS「OCI 項目の表示 - IAS 第 1 号の改正」（以下、IASB 新基準）を公表し、同日、FASB は、会計基準更新書第2011-05号「Topic220包括利益：包括利益の表示」（以下、FASB の新基準）を公表した。これらの会計基準は、包括利益の表示を改善するための、両ボードによる共同プロジェクトの成果である。これらの会計基準により、包括利益の表示については、可能な限り、両ボードで共通化されることになる（川西 [2011], 47頁）。

以下に両ボードで公表された改正点の概要を示すと以下の通りである。

（包括利益の表示方式）

IASB 新基準は、包括利益の表示方式について、1 計算書方式と 2 計算書方式のいずれかの方式により表示することを認めている（IASB [2011] par. 10A）。FASB 新基準も IASB 新基準と同様に 1 計算書方式及び 2 計算書方式を認めている（FASB [2011] par. 220-10-45-1）。FASB の新基準及び IASB の新基準は、損益計算書と包括利益計算書の共存を認める 2 計算書方式を選択として残すことを決定した。

（財務諸表の名称）

IASB 新基準では、これまでの 1 つの包括利益計算書を「当期純利益及び OCI 計算書」と呼んでいる（IASB [2011] par. 10）。新会計基準では、財務諸表の名称を使用すること

を強制せず、この基準で使用される名称以外の名称を計算書に使用することができるとしている (IASB [2011] par. 10A)。例えば、「当期純利益及び OCI 計算書」に代えて「包括利益計算書」という名称を使うことができる。このように「当期純利益及び OCI 計算書」と変更したことによって、当該計算書には当期純利益と OCI の2つの要素があることを明確にするためであるとしている (IASB [2011] par. BC20A)。

FASB の新基準は、2 計算書方式によった場合の第 1 計算書について「純利益計算書」という名称を使用している (FASB [2011] par. 220-10-45-1B)。FASB においても、この財務諸表の名称は、会計基準を記述するために使用しているだけであり、企業がこれを使用することについて強制されない。

(当期純利益と OCI の表示方法)

IASB 新基準は、1 計算書方式 (当期純利益及び OCI 計算書) において、当期純利益のセクションと OCI のセクションとに区分して表示し、当期純利益のセクションの表示に続けて OCI の部分を表示するものとし、また 2 計算書方式では、損益計算書に包括利益を示す計算書のすぐ前に置くものとしている (IASB [2011] par. 10A)。FASB 新基準は、当期純利益及び OCI が表示される財務諸表において、リサイクリングとその影響に関する情報を提供することを求めている (FASB [2011] par. 220-10-45-17)。

(OCI 項目のリサイクリングの有無の区別)

IASB 新基準では、OCI セクションにおいて、各 OCI 項目は、IFRS に従い、将来、リサイクリングをしない項目と IFRS に従い、一定の条件が満たされた場合に、将来、リサイクリングをする項目の2つのグループに分けて表示することを要求している (IASB [2011] par. 82A)。FASB は2010年公開草案と同様にリサイクリングする項目とリサイクリングしない項目の区分表示を求めている。この点は IFRS と異なる点である。

2. FASB と IASB の比較と課題

2010年公開草案では、包括利益の表示方式について 2 計算書方式を廃止し、1 計算書方式を提案したが、2011年度の IASB 新基準は、2 計算書方式も認める。FASB の新基準における包括利益の表示方法についても 1 計算書方式と 2 計算書方式を認めている点で、IASB の新基準と同様である。従前のアメリカ会計基準 (SFAS 第130号) においては、持分変動計算書方式も認められていたが、FASB の新基準では認められていない。また、IASB は、公開草案で一つの包括利益計算書は「当期純利益及び OCI 計算書」と名称変更を求めたことから新会計基準でもそのまま使っているが、会計基準を記述するために使用している用語を財務諸表において使用する必要がないため、企業は、これらの名称使用に

ついて強制されない。この点について FASB との実質的な差異はない。

しかし、会計処理方法の選択適用を残している点から、財務諸表の首尾一貫性がないことや利用者による財務諸表の理解可能性及び比較可能性に問題がある。

また、2 計算書方式を認めることは、IASB 概念フレームワークと整合しないため、明瞭性に欠ける。IASB の概念フレームワークにおいて、収益と費用は、資本取引以外の資産・負債の増減とされているが、その測定方法や原則及び指針については示されていない。そのため、IASB では、包括利益はどのようなものなのか、また、OCI や当期純利益における定義やその算定方法について明らかではない。さらに、IASB は、OCI を当期純利益にリサイクリングするものとリサイクリングしないものに区分することを求めたが、FASB では、OCI のリサイクリングを要求するが区分表示には言及していない。これらの点が両ボードの違いであり、FASB の方がより当期純利益を重視する開示を要求する点で、アプローチの相違があることがわかる。

V 日本の対応と今後の方向性

日本の企業会計基準委員会は、このような国際的会計基準に対応するため、2007年4月に財務諸表表示専門委員会を設置し、2009年7月には「財務諸表の表示に関する論点の整理（以下、論点整理）」を公表した。その中で、包括利益の表示については、当期純利益の表示の維持を前提とした上で、日本においても導入を短期的に検討する方向性を示し、各界から寄せられたコメントを分析、検討を重ねた結果、同年12月、「包括利益の表示に関する会計基準（案）」を公開草案として公表した。

日本企業会計基準委員会による2009年12月の公開草案では、次の3点を考慮し、2 計算書方式に加え1 計算書方式の選択も認める提案をしていた。すなわち、①現行の国際的な会計基準では両方式とも認められていること、② FASB と IASB 両ボードが、1 計算書方式への一本化を先行して行う方向であることを踏まえると、1 計算書方式も利用可能とすることがコンバージェンスに資すること、③ 1 計算書方式でも、2 計算書方式でも、包括利益の内訳の表示は同様であるため、選択制にしても比較可能性を著しく損なうものではないと考えられること、である。

このように、企業会計基準委員会の公開草案では、2 計算書方式を支持する意見が多いものの、両ボードとの検討の方向性を考慮して1 計算書方式も提案し、2010年6月まで最終基準化を目指していた。そして、企業会計基準委員会の公開草案に対して寄せられた意見を参考にして審議を行った結果、2010年6月30日に「包括利益の表示に関する会計基準」

を公表するに至ったのである。包括利益の表示形式は1計算書方式と2計算書方式の選択を認めており、どちらの表示形式を選択してもよいとされ（包括利益会計基準、18-20項）、2011年3月31日以後終了する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用されることになり、単体財務諸表上の取扱についてどうするかは審議中である。

両ボードが包括利益の表示形式について2010年5月公表の公開草案では、1計算書方式に一本化することを提案していたが、2011年の新会計基準では2計算書方式で示すことも認められ、日本の企業会計基準委員会も1計算書方式と2計算書方式の選択を認めている点では、IASBの新会計基準と同様である。しかしながら、IASBでは、業績の尺度として当期純利益の重要性を認識するよう見えるが、リサイクリングを廃止する項目が増えていることから、当期純利益そのものが変質してきていることに注意すべきであるという意見もある（秋葉 [2011], 32頁）。日本は、現行の当期純利益の概念を変質させるべきではないという立場、すなわち、企業活動の成果として期待されない未実現の要素は、OCIに分類し、リサイクリングを通じて、当期純利益に反映させることが必要であるという考え方を持っている。

日本の企業会計基準委員会が公表した「財務会計の概念フレームワーク」では、包括利益を認めつつも、現状では当期純利益を越える有用性が認められないので、包括利益が当期純利益に代替し得るものではないとしており、当期純利益に追加して包括利益を開示するという両者を併存させるアプローチを示している。

また、日本の企業会計基準委員会の概念フレームワークでは、「当期純利益⁷の概念を排除し、包括利益で代替させようとする動きもみられるが、この概念フレームワークでは、包括利益が当期純利益に代替し得るものとは考えていない。現時点までの実証研究の成果によると、包括利益情報は投資家にとって当期純利益情報を越えるだけの価値を有しているとはいえないからである。これに対し、当期純利益の情報は長期にわたって投資家に広く利用されており、その有用性を支持する経験的な証拠も確認されている。それゆえ、当期純利益に従来どおりの独立した地位を与えることとした。」（企業会計基準委員会[2006], 第3章21項）としている。

さらに、日本の（財）産業経理協会が会員企業490社を対象に2011年度包括利益に関するアンケート調査研究を行った結果によると、有効回答173社中7割近い企業が包括利益を「重要でない」と捉え、包括利益を業績指標として重視していないことが明らかになっている（税務研究所 [2011], 3038号, 3頁）。重視しているのは、従来の当期純利益や経常利益で、4割近い企業が「単なる表示基準に過ぎない」と解している。包括利益の表示

⁷ 本文では「純利益」

方式は2計算書方式が9割で、その理由は「従来の当期純利益をボトムラインに表示したい」とのことである。68%の企業が「包括利益は重要ではない」と回答しており、包括利益基準適用後も、営業利益や経常利益を業績指標として認識しているようである。

包括利益の表示におけるこれからの日本の姿勢は、収益・費用アプローチを重視しつつ、資産・負債アプローチの現状を認め、コンバージェンスの国際的動向に合わせながら包括利益を財務諸表の構成要素の一つとして加えていくように見える。

結論

IFRS 導入を巡る業績尺度として、日本では当期純利益が重要視されてきたのに対し、両ボードでは当期純利益を廃止して包括利益に1本化しようとする議論がたびたびなされてきた。しかし、2011年に公表された両ボードの新基準では包括利益の表示の方式として1計算書方式及び2計算書方式を認めるとして当期純利益の重要性を示していると思われる結果が発表された。ところが、リサイクリングをしない項目が増えることによって当期純利益そのものが変質してくることが懸念される状況である。また、IASB 新基準において「当期純利益」は、包括利益からOCIの項目を除くものとし、OCIは、他のIFRSにより当期純利益に認識されない収益・費用をいうとしている。

IASB の概念フレームワークでは、資本取引以外の資産・負債の増減として収益・費用が認識されているが、その測定方法については明確化されていない。また、OCIにおける詳細な説明や、その測定方法及び原則や指針が存在しないため、両ボードでは、包括利益、OCIあるいは当期純利益についての概念、また、その算定方法について明らかではない。これに対して日本では、「投資のリスクから解放された」（ASBJ [2006], 第3章23項）利益情報という要件を加えることによって当期純利益の中身を決めている。そして、OCIは、「包括利益のうち当期純利益及び少数株主損益に含まれない部分」（包括利益会計基準、第5項）とし、包括利益と当期純利益のズレをOCIとして示している。

企業が投資にあたって包括利益と純資産、当期純利益と株主資本という2つのクリーンサープラス関係を実現するためには、貸借対照表及び損益計算書が必要である。しかし、それをどちらか一つで表す場合、包括利益と当期純利益のズレであるOCIを示し、手順としてリサイクリングが必要とされる。借方と貸方が一致するクリーンサープラス関係において、最終的に企業の業績情報がボトムラインとして示されるのは当期純利益しかない。

以上のように日本では当期純利益を重要項目として位置づけており、リサイクリングについてもIASBより明確に整理されている。IASBは包括利益や当期純利益という基礎概

念に関する枠組さえ整っていない等の問題はあるが、しかし、包括利益の表示目的はもともと国際会計基準の資産・負債アプローチに依拠し、それは、貸借対照表の公正価値評価差額が包括利益に対応するという考え方に基づいている。とはいえ、IASB がリサイクリングをしないことによって OCI に計上される項目が増えたことや、また、それに伴う当期純利益の概念が変質することに対しての懸念が指摘される。さらに、日本国内では、包括利益は「重要ではない」、「単なる表示に過ぎない」等々と回答したアンケートの結果に鑑みれば、日本では今後も、包括利益基準適用後も、営業利益や経常利益を業績指標として重視するような姿勢が伺える。しかし、日本は、今後のコンバージェンスの進展に伴って、IFRS が日本に、ひいては世界で受け入れ可能な基準となるよう積極的に基準の開発に参加すべきであると考えられる。

参考文献

- ASB [1991], Accounting Standards Board, Exposure Draft *Statement of Principles Chapter 6 Presentation of Financial Information*, December.
- ASB [1992], Accounting Standards Board, Financial Reporting Standards (FRS) 3 *Reporting financial performance*, Accounting Standards Board, October.
- FASB [1985], Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Concepts No. 6 (SFAC 6) *Elements of Financial Statements* (Revision of SFAC No. 3), Financial Accounting Standards Board, December.
- FASB [1997], Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.130 (SFAS130) *Reporting Comprehensive Income*, Financial Accounting Standards Board, June.
- FASB/IASB [2008], Financial Accounting Standards Board and International Accounting Standards Board Joint project, Discussion Paper (DP), *Preliminary Views on Financial Statement Presentation*, Financial Accounting Standards Board and International Accounting Standards Board, October. 企業会計基準委員会訳 [2009]、「ディスカッション・ペーパー『財務諸表の表示に関する予備的見解』に対するコメント」4月。
- FASB [2010], Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft, *No. 1790-100 Comprehensive Income (Topic 220), Statement of Comprehensive Income*, Financial Accounting Standards Board, May. 解説参考：川西安信 [2010]、「包括利益計算書に関する FASB の公開草案」『会計・監査ジャーナル』8月、661号、21-24頁。
- FASB [2011], Financial Accounting Standards Board, Financial Accounting Series, [2011], No. 2011-05, *Comprehensive Income (Topic 220), Presentation of Comprehensive Income*, Financial Accounting Standards Board, June. (解説参考：川西安信 [2011]、「包括利益の表示に関する新会計基準」『会計・監査ジャーナル』8月、673号、47-52頁。)

FASB/IASB [2010], *Financial Accounting Standards Board Staff Draft of an Exposure Draft on Financial Statement Presentation*, Financial Accounting Standards Board; International Accounting Standards Board *Staff Draft of Exposure Draft IFRS X, Financial Statement Presentation*, International Accounting Standards Board. 企業会計基準委員会訳 [2010] スタッフ・ドラフト公開草案 IFRS 第 X 号『財務諸表の表示』企業会計基準委員会。

IASB [2007], International Accounting Standards Board, International Accounting Standard No. 1 (IAS 1), *Presentation of Financial Statements*, International Accounting Standards Board. (IASC 財団編、企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2010]『国際財務報告基準 (IFRS)』[2010], 中央経済社。

IASB [2008], *Discussion Paper: Preliminary Views on Financial Statement Presentation*.

IASB [2010a], International Accounting Standards Board, International Accounting Standard No. 1 (IAS 1), *Presentation of Financial Statements*, International Accounting Standards Board.

IASB [2010b], Exposure Draft, *Presentation of Items of Other Comprehensive Income, Proposed Amendments to IAS 1*, International Accounting Standard Board. 企業会計基準委員会訳 [2010] 公開草案「その他の包括利益の項目の表示 (IAS 第 1 号の修正案)」企業会計基準委員会。

IASB [2011], International Accounting Standards Board, International Financial Reporting Standard *Presentation of Items of Other Comprehensive Income, Amendments to IAS 1*, International Accounting Standard Board, June. (解説参考：川西安信 [2011]、「包括利益の表示に関する新会計基準」『会計・監査ジャーナル』8月、673号、47-52頁。)

秋葉賢一 [2010]、「包括利益の概念と表示」『経営財務』2971号、38-41頁。

秋葉賢一 [2011]、「IFRS における包括利益の表示」『経営財務』3022号、30-33頁。

大塚成男 [2001]、「米国における包括利益計算書の事例」『企業会計』53巻7号、31-38頁。

太田達也 [2011]、「計算書類・財務諸表の意義」『経営財務』、10月、3036号、24-27頁。

萩原正佳 [2009]、「IASB / FASB の提案する財務諸表の表示のあり方の方向性」、『企業会計』61巻12号、18-25頁。

金子裕子 [2011]、「包括利益の表示に関する実務対応」『経営財務』7月、3002号、11-17頁。

税務研究会 [2011]、『経営財務』3038号、1-31頁。

企業会計基準委員会 [2006]、「討議資料 - 財務会計の概念フレームワーク -」12月。

企業会計基準委員会 [2009]、「企業会計基準公開草案第35号 包括利益の表示に関する会計基準(案)」12月。

企業会計基準委員会 [2010a]、「企業会計基準第5号 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」3月。

企業会計基準委員会 [2010b]、「企業会計基準第25号 包括利益の表示に関する会計基準」6月。

菊谷正人 [1994]、「英国における新しい財務諸表」『政経論叢』90号。1-23頁。

菊谷正人 [2001]、「英国における総認識利得損失計算書」『企業会計』53巻7号、39-43頁。

- 木村享司 [2003]、「業績報告プロジェクト」の概要『JICPA ジャーナル』第15巻第2号、28-32頁。
- 桜井久勝 [2010]、「当期純利益と包括利益の有用性比較」『企業会計』62巻1号、43-46頁。
- 佐藤信彦 [2001]、「包括利益概念と利益観」『企業会計』54巻7号、18-24頁。
- 辻山栄子 [2007]、「2つの包括利益」『会計・監査ジャーナル』628号、30-39頁。
- 広瀬義州 [2010]、『IFRS 財務会計入門』中央経済社。
- 洪 慈乙 [2004]、「新しい財務表の制度化と財務諸表の体系」『山形大学紀要（社会科学）』第35巻第2号153-173頁。
- 洪 慈乙 [2010]、「包括利益計算書の制度化に学ぶ」『山形大学人文学部研究年報』第7号、85-99頁。
- 鈴木基史・藪下保弘・大倉学 [2010]、「わが国の包括利益の表示に関する会計基準の特徴」『富大経済論集』56巻2号、209-230頁。
- 有限責任あずさ監査法人編 [2011]、『包括利益表示の実務』中央経済社。
- 吉田康英 [2011]、「その他有価証券評価差額金における実務上の留意点」『企業会計』63巻3号、37-42頁。
- 若林公美 [2009]、『包括利益の実証研究』中央経済社。